

奈良県訓令第七号

各部課室

各出先機関

労働委員会

技能労務職員被服貸与規程（昭和三十八年九月奈良県訓令甲第八号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表第一第八号中「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改める。